

一、最新中国法令

● 深化科技体制改革实施方案

【发布单位】中共中央办公厅、国务院办公厅

【发布日期】2015-09-24

【内容提要】该方案提出 32 方面共计 143 项措施。其中包括：

4	坚持结构性减税方向，逐步将国家对企业技术创新的投入方式转变为以普惠性财税政策为主。
5	完善企业研发费用计核方法，扩大研发费用加计扣除政策适用范围。
11	修订高新技术企业认定管理办法，重点鼓励中小企业加大研发力度，将涉及文化科技支撑、科技服务的核心技术纳入国家重点支持的高新技术领域。
63	完善外商投资创业投资企业规定，引导境外资本投向创新领域。
102	鼓励在华的外资研发中心参与承担国家科技计划项目，开展高附加值原创性研发活动，启动外籍科学家参与承担国家科技计划项目实施的试点。
104	规范和放宽技术型人才取得外国人永久居留证的条件。
105	加快制定外国人在中国工作管理条例，对符合条件的外国人才给予工作许可便利，对符合条件的外国人才及其随行家属给予签证和居留等便利。对满足一定条件的国外高层次科技创新人才取消来华工作许可的年龄限制。
109	逐步放宽外商投资人才中介服务机构的外资持股比例和最低注册资本金要求。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/guowuyuan/2015-09/24/content_2938314.htm

● 生态文明体制改革总体方案

【发布单位】中共中央、国务院

【发布日期】2015-09-21

【内容提要】该方案提出 56 项措施，其中包括：

28	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 扩大国有土地有偿使用范围，扩大招拍挂出让比例。 ▪ 改革完善工业用地供应方式，探索实行弹性出让年限以及长期租赁、先租后让、租让结合供应。
----	---

一、最新中国法令

● 科学技术体制改革推进实施方案

【発布機関】中国共産党中央委員会弁公庁、國務院弁公庁

【発布日】2015-09-24

【概要】本方案は 32 方面の合計で 143 項目の措置を掲げている。このうち、以下の内容が含まれる。

4	構造的減税方針を堅持し、企業の技術革新に対する国の投入方式を一般特惠財政政策を本位とする方式に徐々に転向する。
5	企業の研究開発費用の計算方法を改善し、研究開発費用の追加控除政策適用範囲を拡大する。
11	ハイテク技術企業認定管理弁法を改正し、中小企業が研究開発に力を入れることを重点的に奨励し、文化科学技術サポート、科学技術サービスに関係するコア技術を国が重点的に支援するハイテク技術分野に組み入れる。
63	外商投資ベンチャーキャピタル企業規定を整備し、イノベーション分野への国外からの投資を牽引する。
102	中国にある外資系研究開発センターが国家科学技術計画事業に参加し、高付加価値の創造的研究開発活動を展開するよう奨励し、外国籍の科学専門家が国家科学技術計画事業に参加することを試行する。
104	技術人材が外国人永住居留証を取得するための条件を規範化・緩和する。
105	外国人の中国における就労管理条例の制定を加速し、条件に合致する外国人材の就労許可に便宜を図り、条件に合致する外国人材および同伴家族のビザおよび居留などにも便宜を図る。一定の条件を満たす国外の高度科学技術イノベーション人材の訪中就労許可に対する年齢制限を撤廃する。
109	外商投資人材仲介サービス機関の外資持分比率と最低登録資本金における規制を徐々に緩和する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/guowuyuan/2015-09/24/content_2938314.htm

● 生态文明体制改革全体方案

【発布機関】中国共産党中央委員会、國務院

【発布日】2015-09-21

【概要】本方案は 56 項目の措置を掲げている。そのうち、以下の内容が含まれる。

28	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 国有土地の有償使用範囲を拡大し、入札・競売・公示による払下げの比率を拡大する。 ▪ 改革により工業用地の供給方式を整備し、弾力的払下げ年数および長期賃貸借、賃貸借後の払下げ、賃貸借と払下げの組み合わせという供給方式を探索する。
----	--

31	加快推进资源税从价计征改革，在华北部分地区开展地下水征收资源税改革试点。
35	尽快在全国范围建立统一公平、覆盖所有固定污染源的企业排放许可制。
42-44	推行用能权和碳排放权交易制度、排污权交易制度、水权交易制度。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/guowuyuan/2015-09/21/content_2936327.htm

● **关于国有企业发展混合所有制经济的意见**

【发布单位】国务院
【发布文号】国发〔2015〕54号
【发布日期】2015-09-23
【内容提要】该意见提出分类、分层推进国有企业混合所有制改革、鼓励各类资本参与国有企业混合所有制改革等。其中包括：

分类推进国有企业混合所有制改革
<ul style="list-style-type: none"> 对主业处于充分竞争行业和领域的商业类国有企业，积极引入其他资本实现股权多元化。 对主业处于关系国家安全、国民经济命脉的重要行业和关键领域、主要承担重大专项任务的商业类国有企业，要保持国有资本控股地位，支持非国有资本参股。 如：重要通信基础设施、战略性矿产资源等开发利用、电网、核电、国防军工等。 水电气热、公共交通、公共设施等提供公共产品和服务的行业和领域，通过购买服务、特许经营、委托代理等方式，鼓励非国有企业参与经营。
有序吸收外资参与国有企业混合所有制改革
<ul style="list-style-type: none"> 引入外资参与国有企业改制重组、合资合作。 依照外商投资产业指导目录和相关安全审查规定，完善外资安全审查工作机制。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-09/24/content_10177.htm

31	資源税従価課税改革の推進を加速化し、華北の一部地域において地下水を課税対象とする資源税改革試行を展開する。
35	全国範囲において統一・公平で、全ての特定汚染源を網羅する企業排出許可制をなるべく早く構築する。
42-44	エネルギー使用権と二酸化炭素排出権取引制度、汚染物排出権取引制度、水利権取引制度を推し進める。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/guowuyuan/2015-09/21/content_2936327.htm

● **国有企业混合所有制经济を發展させることに関する意見**

【发布機關】國務院
【发布番号】国發〔2015〕54号
【發布日】2015-09-23
【概要】本意見では、国有企业混合所有制改革を類別に、段階ごとに推し進め、各種資本の国有企业混合所有制改革への参与を奨励することなどを提起している。このうち、以下の内容が含まれる。

類別に国有企业混合所有制改革を推し進める
<ul style="list-style-type: none"> 主要業務が競争が充分な業種および分野に属する商業類国有企业は、積極的に他の資本を取り込み、持分多元化を実現する。 主要業務が国の安全に関係する、国民経済の根幹となる重要業種および重要分野に属し、重大な特定任務を主に担う商業類国有企业は、国有資本の支配的地位を維持できる範囲で、非国有資本の資本参加を支持する。 例えば、重要な通信インフラ施設、戦略的鉱山資源などの開発利用、電網、原子力発電、国防軍事工事など。 水・電・ガス・熱、公共交通、公共施設など公共製品とサービスを提供する業種と分野は調達サービス、フランチャイズ経営、代理業者委託などの方式で非国有企业が経営に参画することを奨励する。
国有企业混合所有制改革への外国資本の取り込みを秩序立てて行う
<ul style="list-style-type: none"> 国有企业制度改革・再編、合併合作に外国資本が参与するよう導く。 外商投資産業指導目録および安全審査規定に従い、外資安全審査作業体制を整備する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-09/24/content_10177.htm

● 工商行政管理机关执法监督规定

【发布单位】国家工商行政管理总局
【发布文号】国家工商行政管理总局令第 78 号
【发布日期】2015-09-15
【实施日期】2015-12-01
【内容提要】根据该规定，工商行政管理机关作出下列行政处罚决定之前，应当告知当事人有要求举行听证的权利：

- (一) 责令停业整顿、责令停止营业、责令停止广告业务等；
- (二) 吊销、收缴或者扣缴营业执照、吊销广告发布登记证件、撤销商标注册、撤销特殊标志登记等；
- (三) 对公民处以三千元以上、对法人或者其他组织处以三万元以上罚款；
- (四) 对公民、法人或者其他组织作出没收违法所得和非法财物达到第(三)项所列数额的行政处罚；

(五) 法律、法规规定可以要求听证的其他行政处罚。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjl/xxzx/201509/t20150922_161885.html

● 关于进一步完善固定资产加速折旧企业所得税政策的通知

【发布单位】财政部、国家税务总局
【发布文号】财税〔2015〕106 号
【发布日期】2015-09-17
【实施日期】2015-01-01
【内容提要】根据该通知：

- 对轻工、纺织、机械、汽车等四领域重点行业企业 2015 年 01 月 01 日后新购进的固定资产，可由企业选择缩短折旧年限或采取加速折旧的方法。
- 2015 年前 3 季度按本通知规定未能计算办理的，统一在 2015 年第 4 季度预缴申报时享受优惠或 2015 年度汇算清缴时办理。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201509/t20150921_1469073.html

● 工商行政管理机关执法监督规定

【発布機関】国家工商行政管理総局
【発布番号】国家工商行政管理総局令第 78 号
【発布日】2015-09-15
【実施日】2015-12-01
【概要】本規定によれば、工商行政管理機関は下記の行政処罰を決定する前に、当事者に聴聞開催を求める権利がある旨を告げなければならない。

- (一) 営業停止・整頓命令、営業停止命令、広告業務停止命令など
- (二) 営業許可証の取り上げ、没収または差押え、広告掲載登記証書の取り上げ、商業登録取消、特別標識登記取消など
- (三) 公民に対して三千元以上、法人または他の組織に対して三万元以上の過料に処する場合
- (四) 公民、法人または他の組織に対する違法所得および不法財物の没収金額が第(三)号に列挙する金額に達した場合の行政処罰
- (五) 法律、法規で聴聞を求めると規定されているその他行政処罰

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjl/xxzx/201509/t20150922_161885.html

● 固定資産の加速減価償却に係る企業所得税政策の更なる改善に関する通知

【発布機関】財政部、国家税務総局
【発布番号】財稅〔2015〕106 号
【発布日】2015-09-17
【実施日】2015-01-01
【概要】本通知によると、以下の通りである。

- 軽工業、紡績、機械、自動車などの 4 分野の重点業種企業が 2015 年 1 月 1 日以降に新たに購入した固定資産について、企業は減価償却年数短縮または加速減価償却の方法を選択できる。
- 2015 年第 1、2、3 四半期において本通知規定に従い、計算できていない場合、2015 年の第 4 四半期に予納申告を行う時に優遇を受けるか、または 2015 年度確定申告時に手続きをする。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201509/t20150921_1469073.html

● 商业银行流动性风险管理办法（试行）

【发布单位】中国银行业监督管理委员会
【发布文号】中国银行业监督管理委员会令 2015 年第 9 号
【发布日期】2015-09-02
【实施日期】2015-10-01
【内容提要】根据《商业银行法》的修订，《商业银行流动性风险管理办法（试行）》进行了相应修改，删除“商业银行存贷比应不高于 75%”的要求。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.cbrc.gov.cn/chinese/home/docView/2645FE6EA99C41CCA7EBFA653FDA33EC.html>

● 关于本市实行“三证合一、一照一码”登记制度改革的公告（上海）

【发布单位】上海市工商行政管理局等四部门
【发布日期】2015-09
【内容提要】根据该公告：
▪ 上海市自 2015 年 10 月 01 日开始全面实施“三证合一”登记制度改革，实行“一照一码”登记模式。
▪ 2015 年 10 月 01 日至 2017 年 12 月 31 日为改革过渡期。在过渡期内，企业未换发的证照可继续使用，相关税务登记按照原有法律制度执行；过渡期结束后，一律使用加载统一社会信用代码的营业执照办理相关业务，未换发的营业执照不再有效。

【备注】“三证合一、一照一码”即，将工商、质监、税务三个部门分别核发不同证照，改为工商部门核发一个加载统一社会信用代码的营业执照。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.shanghai.gov.cn/nw2/nw2314/nw2319/nw12344/u26aw45045.html>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、最新资讯

● 商業銀行流動性リスク管理弁法（試行）

【発布機関】中国銀行業監督管理委員会
【発布番号】中国銀行業監督管理委員会令 2015 年第 9 号
【発布日】2015-09-02
【実施日】2015-10-01
【概要】「商業銀行法」の改正に基づき、「商業銀行流動性リスク管理弁法（試行）」が修正され、「商業銀行の預金・貸出比率は 75%を上回ってはならない」旨の要求が削除された。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.cbrc.gov.cn/chinese/home/docView/2645FE6EA99C41CCA7EBFA653FDA33EC.html>

● 上海市が「三証合一、一つの証書に一つのコード番号」登記制度改革を実施することに関する公告（上海）

【発布機関】上海市工商行政管理局など 4 部門
【発布日】2015-09
【概要】本公告によると、以下の通りである。
▪ 上海市は 2015 年 10 月 1 日から、「三証合一」登記制度改革を全面的に実施し、「一つの証書に一つのコード番号」という登記方式を実施する。
▪ 2015 年 10 月 1 日から 2017 年 12 月 31 日までを改革の移行期間とする。移行期間中、企業は切り替え前の証書を引き続き使用することができ、税務登記は従来の法律制度に従い実施する。移行期間終了後、関連業務を行う際には、統一コードを記載した営業許可証で手続を行い、切り替え前の営業許可証は以後無効とする。

【備考】「三証合一、一つの証書に一つの番号」とは、即ち、工商、品質監督、税務の 3 部門は従来、それぞれ異なる証書を発行していたが、今回、工商部門が統一社会信用代码番号が記載されてある営業許可証を発行するという方式に変更することをいう。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.shanghai.gov.cn/nw2/nw2314/nw2319/nw12344/u26aw45045.html>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、新着情報

● 中国将实行全国统一的市场准入负面清单制度

日前召开的中央全面深化改革领导小组第十六次会议审议通过了《关于实行市场准入负面清单制度的意见》、《关于推进价格机制改革的若干意见》、《关于鼓励和规范国有企业投资项目引入非国有资本的指导意见》、《关于加强外国人永久居留服务管理的意见》等相关政策法规。

其中，《关于实行市场准入负面清单制度的意见》内容包括：

- 市场准入负面清单包括禁止准入类和限制准入类，适用于各类市场主体基于自愿的初始投资、扩大投资、并购投资等投资经营行为及其他市场进入行为。
- 从 2015 年至 2017 年，在部分地区试行市场准入负面清单制度，从 2018 年起正式实行全国统一的市场准入负面清单制度。

(里兆律师事务所 2015 年 09 月 25 日编写)

● 中国は全国で統一された市場参入ネガティブリスト制度を実施する

先頃、開催された中央政府による改革の全面的推進指導チームの第十六回会議で審議の上、「市場参入ネガティブリスト制度実施に関する意見」、「価格メカニズム改革推進に関する若干意见」、「国有企業投資プロジェクトへの非国有資本導入を奨励・規範化することに関する指導意見」、「外国人永住居留サービス管理強化に関する意見」などの政策法规が可決された。

このうち、「市場参入ネガティブリスト制度実施に関する意見」には以下の内容が含まれる。

- 市場参入ネガティブリストには参入禁止類、参入制限類が含まれ、各種の市場主体が任意で行う初回投資、追加投資、M&A投資などの投資経営行為およびその他市場参入行為に適用される。
- 2015 年から 2017 年までの期間、一部の地域で市場参入ネガティブリスト制度を試行し、2018 年から全国で統一された市場参入ネガティブリスト制度を正式に実施する。

(里兆法律事務所が 2015 年 9 月 25 日付で作成)

三、里兆解説

● 知识产权保护，垄断不保护
——简析知识产权领域反垄断新规(连载之二/共二篇)

在第 455 期《里兆法律资讯》中，我们对部分行使知识产权行为可能构成垄断的具体情形进行了分析，接下来我们继续介绍。

表四：经营者无正当理由在行使知识产权的过程中附加不合理的限制条件

滥用市场支配地位	表现形式/构成要件	简要说明
附加不合理限制条件	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 要求交易相对人将其改进的技术进行独占性回授； ▪ 禁止交易相对人对其知识产权的有效性提出质疑； ▪ 限制交易相对人在许可协议期限届满后，在不侵 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 独占性回授，是指权利人要求被许可人将改进后的技术以独占的方式再次回授他。该行为将不公平地攫取被许可人的权利和权益，损害被许可人创新的积极性，且严重损害了被许可人与许可人之间的竞争。因而，该行为很可能会被认为

三、里兆解説

● 知的財産権を保護し、独占を保護しない
——知的財産権分野における独占禁止新規定の簡潔な分析(連載の二/全二回)

第 455 回「里兆法律情報」において、知的財産権行使行為のうち、独占を構成する可能性のある具体的状況について分析した。今回も引き続き、以下の通り、紹介する。

表四：事業者が正当な理由なく知的財産権を行使する過程において不合理な制限条件を付加する場合

市場の支配的地位の濫用	取扱い形式/構成要件	簡潔な説明
不合理な制限条件の付加	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 取引相手に対しその改良した技術を独占的にグラントバックすることを求める。 ▪ 取引相手が自らの知的財産権の有効性について質疑を提起することを禁止する。 ▪ 取引相手が許諾契約期間満了後、知的財 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 独占的グラントバックとは、権利者がライセンスに対し改良後の技術を独占的方式で再度許諾させることを指す。当該行為は不公平にライセンスの権利と権益を奪い、ライセンスの革新への積極性を損ない、且つライセンスとライセンスの間の競争を著しく損なうものである。よって、当該行為

	<p>犯知识产权的情况下利用竞争性的商品或者技术；</p> <ul style="list-style-type: none"> 对保护期已经届满或者被认定无效的知识产权继续行使权利； 禁止交易相对人与第三方进行交易。 	<p>构成垄断。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事实上无效的知识产权不能得到法律的保护；将之进行许可等违背诚信信用原则。因而，反垄断法规定经营者不得禁止交易相对人对知识产权有效性提出质疑。
<p>律师提示：</p> <ul style="list-style-type: none"> 《反垄断法》颁布之前即已存在的法律、法规以及司法解释等也对独占性回授、许可无效知识产权等做出了禁止性规定。¹因此，即使相关的经营者不具有市场支配地位，在实施上述行为时不会受到《反垄断法》的规制，但是仍然可能涉嫌违反其他法律、法规及司法解释的强制性规定。 目前的反垄断执法实践，已经对部分具有市场支配地位的经营者行使知识产权时附加不合理限制条件的情况做出了调查和决定，如国家发展和改革委员会对某无线通信企业做出的行政处罚即为一例，该企业涉嫌要求被许可人对过期专利支付许可费。 实践中，经营者在行使知识产权过程中，尤其是签署技术进口、转让、许可等协议时，应避免在其中附加不合理性条件。通常而言，可以采取的合规性做法包括仅要求被许可人将改进技术进行非独占性的授权；在合同中与交易对方就知识产权的有效性先行达成一致意见；不将过期的知识产权纳入技术许可协议当中等等。 		

	<p>産権を侵害しない状況において競争関係にある商品または技術を利用することを制限する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護期間満了済みまたは無効と認定された知的財産権について継続的に権利を行使する。 取引相手が第三者と取引を行うことを禁止する。 	<p>は独占を構成しているとの認定を受けるおそれ大きい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 実際には無効である知的財産権は法律の保護を得ることはできず、これについての許諾などは信義誠実の原則に反する。よって、独占禁止法では、事業者は取引相手に対し知的財産権の有効性について質疑を提起することを禁じてはならないと規定している。
<p>筆者からの注意点：</p> <ul style="list-style-type: none"> 「独占禁止法」公布の前に既に存在していた法律、法規および司法解释なども独占的グラントバック、無効な知的財産権の許諾などに対し禁止的な規定を設けていた。¹このため、たとえ関連事業者が市場における支配的地位を具備しないために、上記行為を実施した際に「独占禁止法」の規制を受けることはないとしても、依然としてその他の法律、法規および司法解释の強行規定に違反するおそれがある。 現在の独占禁止法執行の実務においては、既に一部の市場において支配的地位にある事業者が知的財産権を行使する際に不合理な制限条件を付加する状況に対し調査および決定を行っており、例えば、国家発展改革委員会がある無線通信企業に対し下した行政処罰はその一例で、当該企業はライセンスに対し期間満了特許について許諾料の支払いを求めた容疑である。 実務においては、事業者が知的財産権を行使する過程において、特に技術輸入、譲渡、許諾などの契約を締結する際には、その中で不合理な条件を付加しないようにしなければならない。通常では、規則に適った方法で行うことが考えられ、それにはライセンスに対し改良技術の非独占的な授權のみ要求すること、契約において取引相手と知的財産権の有効性について事前に合意を得ること、期間満了した知的財産権を技術許諾契約の中に組み入れないなどが含まれる。 		

¹ 如《中华人民共和国合同法》第 329、343 和 344 条；《中华人民共和国对外贸易法》第 30 条；《中华人民共和国技术进出口管理条例》第 27 条至第 29 条、《中华人民共和国中外合资经营企业法实施条例》第 43 条；《最高人民法院关于审理技术合同纠纷案件适用法律若干问题的解释》第 10 条。

¹ 例えば、「中華人民共和國契約法」第 329、343 および 344 条、「中華人民共和國對外貿易法」第 30 条、「中華人民共和國技術輸入管理條例」第 27 条から第 29 条、「中華人民共和國中外合資經營企業法實施條例」第 43 条、「技術契約紛争事件を審理する際法律適用に係る若干事項に関する最高人民法院の解釈」第 10 条。

表五：特定类型的滥用知识产权行为

两种特殊情形	表现形式/构成要件	简要说明
① 专利联营	<ul style="list-style-type: none"> 专利联营成员利用专利联营交换产量、市场划分等有关竞争的敏感信息，达成《反垄断法》第13条、第14条所禁止的垄断协议； 限制联营成员在联营之外作为独立许可人许可专利； 限制联营成员或者被许可人独立或者与第三方联合研发与联营专利相竞争的技术； 强迫被许可人将其改进或者研发的技术独占性地回授给专利联营管理组织或者联营成员； 禁止被许可人质疑联营专利的有效性； 对条件相同的联营成员或者同一相关市场的被许可人在交易条件上实行差别待遇。 	<ul style="list-style-type: none"> 专利联营，是指两个或者两个以上的专利权人通过某种形式将各自拥有的专利共同许可给第三方的协议安排。其形式可以是为此目的成立专门的合资公司，也可以是委托某一联营成员或者某独立的第三方进行管理。 专利联营本身是合法的，反垄断法不禁止专利联营，但是利用专利联营事实限制联营成员、被许可人参与竞争则是滥用知识产权的垄断行为。
② 标准必要专利	<ul style="list-style-type: none"> 在参与标准制定的过程中，故意不向标准制定组织披露其权利信息，或者明确放弃其权利，但是在某项标准涉及该专利后却对该标准的实施者主张其专利权； 	<ul style="list-style-type: none"> 标准必要专利，是指实施该项标准（包括但不限于国家技术规范强制性要求）所必不可少的专利，包括有效的专利和专利申请。 标准必要专利

表五：特定種類の知的財産権濫用行為

二つの特別な状況	取扱い形式/構成要件	簡潔な説明
① パテントプール	<ul style="list-style-type: none"> パテントプール構成員はパテントプールを利用して生産量、市場区分など競争に関するセンシティブな情報を交換し、「独占禁止法」第13条、第14条で禁止する独占協定に合意する。 パテントプール構成員がパテントプール以外で単独のライセンスとして特許許諾を行うことを制限する。 パテントプール構成員またはライセンスイヤーが単独で、或いは第三者と共同でパテントプール特許と競争関係にある技術を研究開発することを制限する。 ライセンスイヤーが改良した、または研究開発した技術を独占的にパテントプール管理組織或いはパテントプール構成員へ許諾させることを強要する。 ライセンスイヤーがパテントプール特許の有効性について質疑することを禁止する。 条件が同じであるパテントプール構成員または同一の関連市場のライセンスイヤーに対し取引条件において異なる待遇を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> パテントプールとは、二人または二人以上の特許権者がある種の形式を通じて各自が保有する特許を共同で第三者に許諾する協定の仕組みを指す。その形式は本目的のために独立の合併会社を設立することができれば、あるパテントプール構成員またはある独立した第三者に委託して管理を行うこともできる。 パテントプール自体は合法であり、独占禁止法はパテントプールを禁止していないが、パテントプールを利用して実際にはパテントプール構成員、ライセンスイヤーが競争に参加することを制限すれば、知的財産権濫用の独占行為となる。
② 標準必須特許	<ul style="list-style-type: none"> 標準制定に参加する過程において、故意に自らの特許情報を標準制定組織に開示しない、または明確に自らの権利を放棄したにもかかわらず、ある項目の標準が当該特許に関係した後に当該標準の実施者に対し自らの特許権を主張する。 	<ul style="list-style-type: none"> 標準必須特許とは、当該標準（国家技術規範の強行要求を含むがこれに限らない）の実施に欠くことのできない特許を指し、それには有効な特許および特許出願を含む。 標準必須特許

	<ul style="list-style-type: none"> 在其专利成为标准必要专利后,违背公平、合理和无歧视原则,实施拒绝许可、搭售商品或者在交易时附加其他的不合理交易条件等排除、限制竞争的行为。如在某无线通信公司反垄断案件中,其将标准必要专利与非标准必要专利捆绑进行许可,以整机价格作为计价基数;以及在该案件中,要求被许可人免费将专利反向许可给其而拒绝抵扣任何费用。 	<p>权利人负有以公平、合理和无歧视的条件许可他人实施标准专利的义务(即 FRAND 原则)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 认定标准必要专利经营者的市场支配地位应加以区分。对于强制性标准必要专利的持有人,由于其在供给关系中处于绝对地位,应推定其具有市场支配地位。对于非强制性标准专利的持有人,则应根据《反垄断法》第 18 条判断其是否具有市场支配地位。
--	---	--

律师提示:

- 近年来全球范围内滥用知识产权的案件较为典型的即是违反 FRAND 原则。由中国广东法院判决的华为公司诉美国 IDC 公司滥用市场垄断地位一案即为该领域的热点案件。在该案中,中国法院首次通过司法判决的方式认可和适用 FRAND 原则。即:“如标准必要专利权人在必要专利使用费谈判中,违反公平、合理、无歧视的原则,比如实施过高定价、歧视性定价、搭售等滥用市场支配地位的行为,将被认定为构成垄断民事侵权,应承担相应的法律责任。”前述判决决定可以作为经营者在反垄断法框架和要求下规范实施标准必要专利时的重要参考。

	<ul style="list-style-type: none"> 自らの特許が標準必須特許となった後に、公平、合理的、且つ差別的原則に反して、許諾拒否、抱合せ販売商品または取引時にその他の不合理な取引条件などを付加し、競争を排除、制限する行為を行う。例えば、ある無線通信会社の独占禁止事件においては、標準必須特許と非標準必須特許を抱き合わせて許諾し、完成品価格を計算基数としており、また、当該事件において、ライセンスに対し無償で特許を許諾させるように求め、いかなるライセンス料の相殺も拒否した。 	<p>権者は公平、合理的、且つ非差別的な条件で他者へ標準特許実施を許諾する義務を負う(即ち FRAND 原則)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準必須特許事業者の市場における支配的地位の認定に区分を設ける。強制的標準必須特許の保有者については、それが供給関係において絶対的地位にあることから、市場における支配的地位があると推定される。非強制的標準特許の保有者については、「独占禁止法」第 18 条に基づいて市場における支配的地位にあるかを判断する。
--	--	--

筆者からの注意点:

- 近年、全世界範囲で知的財産権濫用事件の典型となっているのは FRAND 原則への違反である。中国広東法院が判決を下した華為社が米国 IDC 社を市場における独占的地位の濫用で訴えた一件は当該分野において関心を集めた事件であった。本件において、中国の裁判所は初めて司法判決の方式で FRAND 原則を認可し適用した。即ち、「標準必須特許権者が必須特許使用料の談判において、公平、合理的、非差別的な原則に反し、例えば、高過ぎる定価、差別的定価の実施、抱合せ販売などの市場における支配的地位を濫用する行為は、独占民事権利侵害を構成すると認定され、相応する法的責任を負わなければならない」。前述した判決は事業者が独占禁止法の枠組みと要求の下で標準必須特許を規範的に実施する際の重要な参考にすることができる。

正如本文开头所述,反垄断与保护知识产权具有共同的目标,即促进竞争和创新,提高经济运行效率,维护消费者利益和社会公共利益。但是,如果知识产权权利人滥用其权利,则可能会破坏市场的公平竞争,此时需要反垄断法的介入,对滥用知识产权的行为进行规制。根据《关于禁止滥用知识产权排除、限制竞争行为的规定》(以下简称“《规定》”)第 17 条的相关规定,“对于实施垄断协议或滥用市场支配地位的经营者,由工商行政管理机关

本文の冒頭で述べたとおり、独占禁止と知的財産権の保護は共通の目標を有しており、即ち、競争と革新の促進、経済運行効率の向上、消費者利益と社会公共利益の保護である。ただし、知的財産権権利者が自らの権利を濫用すれば、市場の公平競争を損なうものと思われる。この場合、独占禁止法が介入し、知的財産権濫用行為を規制する必要がある。「知的財産権の濫用による競争を排除、制限する行為の禁止に関する規定」(以下「規定」という)第 17 条の関連規定によれば、

责令停止违法行为，没收违法所得，并处上一年度销售额百分之一以上百分之十以下的罚款；尚未实施所达成的垄断协议的，可以处五十万元以下的罚款。”

律师理解，《规定》的发布和施行将为经营者合规范行使知识产权，有序参与市场竞争提供规范指引；有助于经营者在最大化利用知识产权价值的同时，避免落入反垄断法规制和调整的辖地。关于《规定》正式实施后对企业的实际影响等，律师将给予持续的关注。

（里兆律师事务所 2015 年 09 月 18 日编写）

四、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- [债权回收案件](#)
- [劳动人事纠纷](#)
- [撤退，以及撤退过程中的各类纠纷（尤其是群体性劳资纠纷、以及税务稽查案件）](#)
- [高尔夫球场的拆除与会员的索赔](#)

「独占協定を実施し、または市場の支配的地位を濫用する事業者に対し、工商行政管理機関は違法行為の停止を命じ、違法所得を没収した上、前年度売上高の1%以上10%以下の過料に処す。未だ合意した独占協定を実施していない場合、五十万元以下の過料に処すことができる。」となる。

筆者の理解するところ、「規定」の公布および施行は事業者の規則に適った知的財産権の行使、市場競争への秩序ある参入に規範的な指針を提供することになり、事業者が知的財産権の価値を最大限に利用する助けになると同時に、独占禁止法の規制と調整を受ける状況に陥ることを回避する助けとなる。「規定」が正式に実施された後で企業に及ぼす実際の影響などについて、筆者は引き続き注目していく。

（里兆法律事務所が 2015 年 9 月 18 日で作成）

四、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- [債権回収案件](#)
- [労働人事紛争](#)
- [撤退、及び撤退過程における各種紛争（特に労使紛争群衆事件、および税務査察案件）](#)
- [ゴルフ場の撤去および会員による賠償請求](#)